また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を法務委員会に付託した。
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（第百七十七回国会閣法第七九号）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（第百七十七回国会閣法第八〇号）

議案付託（予備審査）
二月二十三日議長は、次の衆議院送付案を委員会に付託した。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二号）
営繕委員長提出）（衆第二号）

議案撤回通知書受領
二月二十三日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。
一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律案（第百七十九回国会、平井たくや外四名提出）

質問主意書提出
二月二十三日議員から次の質問主意書が提出された。
自由権規約委員会に対する日本政府の第六回定期報告の提出に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第四〇〇号）

人事異動

金融庁

（総務企画局付）内閣府事務官　石田　晋也
願により本官を免ずる（二月二十三日）

復興庁

（金融庁総務企画局付）内閣府事務官　石田　晋也
復興事務官（統括官付参事官）の併任を解除する（二月二十三日）

経済産業省

（通商政策局通商機構部参事官）
（経済産業事務官）　藤井　敏彦
大臣官房参事官に配置換する
（貿易経済協力局貿易振興課長）
（同）　黒田　淳一郎
通商政策局通商機構部参事官に配置換する
（大臣官房付）同　鎌田　篤
貿易経済協力局貿易振興課長に昇任させる（以上一月四日）

（大臣官房付）
（大臣官房当）（経済産業事務官）　井上　宏司
大臣官房政策評価審議官に配置換する
（大臣官房政策評価審議官）同　宮本　聡
大臣官房審議官に配置換する
製造産業局担当を命ずる
（大臣官房審議官（製造産業局担当））同　黒田　篤郎
内閣官房に出向させる
製造産業局担当を免ずる（以上二月一日）

環境省

（大臣官房政策評価広報課広報室長）環境事務官　永島　徹
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室長に配置換する
総合環境政策局総務課に併任する
総合環境政策局環境経済課に併任する
（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進課）同　中尾　豊
大臣官房政策評価広報課広報室長に配置換する
総合環境政策局総務課環境経済課の併任を解除する（以上二月二十三日）

皇室事項

御祝電
天皇陛下は、二月二十四日エストニア国の独立記念日につき、同月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信
天皇陛下から一月二十三日アルガリア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、二月十日御答信があった。

官庁報告

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成24年２月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 24 年２月 27 日

厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男

記

改正された日本工業規格

防毒マスク	T8152
安全帯	T8165

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課及び労働衛生課においても閲覧に供する。

国家試験

平成 24 年浄化槽設備士試験の施行について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第43条第２項の規定により、平成24年浄化槽設備士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、財団法人日本環境整備教育センターに行わせる。

平成 24 年２月 27 日

国土交通大臣　前田　武志

1　実施期日　平成24年７月８日（日）
2　実施場所　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県
3　受験手数料　22,500円
4　受験手続
⑴　受験申請受付期間　平成24年４月２日(月)から平成24年５月２日（水）まで
⑵　受験申請の受付機関　財団法人日本環境整備教育センター　〒130―0024　東京都墨田区菊川二丁目23番３号　電話番号（03）3635局4881番
http://www.jeces.or.jp
⑶　受験申請方法　受験申請書は、４⑵の機関に書留郵便をもって送付すること。
ただし、この場合、申請受付終了日までの消印があるものに限り受け付ける。
5　受験票の送付　受験票は、４⑵の機関から直接受験者に送付する。
6　合格の発表　平成24年９月中旬に、本人に合格した旨を通知するとともに、４⑵の機関のホームページに掲載及び掲示場に掲示する。
7　その他　受験案内及び受験申請書等の入手方法、受験手続等に関する問い合せは、４⑵の機関にて行う。

公告

諸事項

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成 24 年２月 27 日　横浜地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第３号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　横浜地方検察庁　平成23年第１号
2　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成24年２月27日
3　終了決定をした理由　被害回復給付金の支給を行った結果、当該残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足するため。
4　この公告に関する問い合わせ先
〒231―0021　横浜市中区日本大通９
横浜地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号045―211―7629（直通）

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（横浜地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記４のとおり）。